

平成 22 年度司法書士本試験 午後の部択一式 正解番号一覧表

(2010 年 7 月 5 日 17 時現在)

問題番号	正解番号
第 1 問	3
第 2 問	2
第 3 問	1
第 4 問	3
第 5 問	5
第 6 問	2
第 7 問	1
第 8 問	3
第 9 問	正解なし
第 10 問	5
第 11 問	5
第 12 問	2
第 13 問	3
第 14 問	2
第 15 問	4
第 16 問	3
第 17 問	5
第 18 問	4
第 19 問	3
第 20 問	1
第 21 問	2
第 22 問	4
第 23 問	4
第 24 問	1
第 25 問	2
第 26 問	5
第 27 問	5
第 28 問	3
第 29 問	3
第 30 問	2
第 31 問	2
第 32 問	3
第 33 問	4
第 34 問	2
第 35 問	1

【第 9 問について】

記述ア 正しい(平 5.5.18 民 4.3841 参照)。

記述イ 正しい(供託法 5 条、民法 495 条 2 項、非訟事件手続法 81 条参照)。

記述ウ 正しい。大判昭 9.7.17 のような判例はあるが、本記述では「債権者は…供託できない。」とあるので正しい。

記述エ 正しい(昭 37.7.9 民甲 1909 参照)。

記述オ 誤り(昭 59 全国供託課長会同決議参照)。

以上により、誤っているのは記述オのみであり、本問は正解なしとなる。

【第 30 問について】

この問題については、多くの方が記述ア、ウ及びオを正しい記述と判断され、3 個と解答されているようです。記述ウの正誤について見解が分かれています。

条文を引用します。「本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、旧所在地を管轄する登記所において移転の登記をしたとき(当該登記所の管轄区域内に支店があるときに限る。)は、その商号、本店、支店(当該管轄区域内にあるものに限る。)及び会社成立の年月日の登記並びに登記記録区にされた登記以外の登記事項に抹消する記号を記録しなければならない。」商業登記規則 65 条 5 項です。一方、記述ウは、「商号、本店及び当該管轄区域内にある支店の登記以外の登記事項は、登記官の職権により、抹消される。」というものです。条文知識を問う問題と考え、誤りとすべき記述と結論しました。

午後の部記述式の解答につきましては、7 月 10 日(土)に実施する『本試験 詳細 分析会』において公表いたします。